HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	セール・アンド・リースバック（SLB）取引の会計処理について ： 経済的実態からのアプローチ
著者	工藤，貴矢; Kudo，Takaya
引用	北海学園大学大学院経営学研究科　研究論集(9)：1-13
発行日	2011-03

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

セール・アンド・リースバック（SLB）取引の会計処理について

―― 経済的実態からのアプローチ ――

工　藤　貴　矢

目　次

1　はじめに
1－1　SLB 取引の定義と会計処理
1－1－1　問題の所在
1－1－2　SLB 取引の定義
1－1－3　譲渡担保の定義
1－1－4　SLB 取引の会計処理
1－2　SLB 取引の利用実態
1－3　小括
2　オペレーティング・リースに関する議論
2－1　使用権概念によるオンバランス化の議論
2－1－1　オペレーティング・リース取引の取り扱いの現状
2－1－2　G 4＋1によるオペレーティング・リースのオンバランス化の提言
2－2　IASB と ASBJ で議論されている今後のリース会計
2－3　小括
3　投資意思決定情報を提供する保守主義の会計
3－1　会計の役割
3－2　会計を取り巻く環境の変化
3－2－1　プロダクト型会計理論からファイナンス型会計理論への転換
3－2－2　投資家の短期的な会計観
3－2－3　求められる保守主義会計
3－3　小活
4　SLB 取引の会計処理の検討
4－1　SLB 取引の会計処理はどうあるべきか
4－1－1　資産・負債アプローチと現在の会計処理の整合性の問題
4－1－2　現預金の流入原因から考える SLB 取引の本質
4－2　保守的観点から経済的実態を反映した会計処理
4－2－1　二取引基準と一取引基準
4－2－2　経済的実態主義
4－2－3　所有権を有しない資産の貸借対照表能力
4－2－3－1　担保会計の視点
4－2－3－2　資産・負債アプローチとの整合性
4－3　貸主の会計処理
4－4　結論 ―― 求められる会計処理 ――

1　はじめに

1－1　SLB 取引の定義と会計処理

1－1－1　問題の所在

長引く経済不況により、多くの企業が資金難に喘いでいる。そのため、債権や不動産などの資産を会社から分離し、これを裏付けとして資金調達を行う、いわゆる資産流動化が活発に行われている。本稿で取り上げる、セール・アンド・リースバック（以下、「SLB」とする）も、資産流動化の一つである。SLB は、業務に必要な物件の使用を継続しながら資金を調達できるという利点があり、効率的に資産を流動化することができるため、多くの企業で用いられている。

しかしながら、こうした SLB には大きな問題がある。その問題は、莫大な会計上の利益の計上を可能としてしまう現行の会計処理にある。そのため、本稿では、法的視点も交えて、SLB 取引の適切な会計処理の検討を行う。

1－1－2　SLB 取引の定義

セール･アンド･リースバック（以下、「SLB」とする）とは、所有者が自己の資産を売却し、売却代金を受領すると同時に、直ちに譲受人から当該資産のリースを受ける取引である。

もっとも、その経済的実態は、融資を受ける者が保有する資産を譲渡担保に供して融資を受け、一定の期間内に元本に利息を加えた金額を弁済するという、物的担保の設定を伴った金融取引と同じである。

１－１－３　譲渡担保の定義

譲渡担保とは、債権者が債務者に対して有する債権を担保するために、債務者等の保有する資産(担保目的物)の権利を債権者に移転させる物的担保である。権利が移転した担保目的物は債務者が被担保債権を弁済すれば返却されるが、弁済することができなければ債務の弁済に充てられる。このようにして、譲渡担保は、抵当権等とは異なり、裁判所の手続を経ない簡易な方法で債権の回収を図ることができるため、実務において広く用いられている。

また、譲渡担保は権利移転の方式によって、①狭義の譲渡担保と②売渡担保に区別することができる。①狭義の譲渡担保を設定して借入を行う場合には、まず、当事者間で金銭消費貸借契約を締結し、併せて貸主の債権を担保するために借主等の資産を移転することになる。これに対して、②売渡担保を設定して借入を行う場合には、当事者間で金銭消費貸借契約を締結することはせず、債権を担保するために貸主に権利を移転させる資産を借入希望額で売買する契約を締結する。売渡担保の場合、形式的には被担保債権に相当するものが存在せず、担保目的物を借主が利息相当分を加えた代金で買い戻すことによって弁済を果たすのである。SLB 取引はまさにこの売渡担保に該当する。

SLB 取引を取り上げるにあたり、まず、現行の会計処理がどのようになっているのかについて触れる。

１－１－４　SLB 取引の会計処理

現在定められている、SLB 取引の会計処理は、当該リースバックがファイナンス･リース（以下、「FL」とする）取引に該当するのか、オペレーティング･リース（以下、「OL」とする）取引に該当するのかによって取り扱いが異なる。

リースバックが FL 取引に該当する場合は、売手が買手に資産を売却したことに伴って発生する売却損益を一時に計上することはせずに、繰延処理を行う。繰延処理によって生ずる、長期前受収益または長期前払費用はリース期間または資産の耐用年数にわたり、リース資産の減価償却費の割合に応じて、減価償却費に加減して計上する。

会計処理は以下に示す通りである。

【会計処理】

〈FL に該当する SLB 取引（簿価＜売却代金）の場合〉

①資産売却日

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	固定資産	ＸＸＸ
				長期前受収益	ＸＸＸ

②リース取引開始日

（借方）	リース資産	ＸＸＸ	（貸方）	リース負債	ＸＸＸ

③リース料支払日

（借方）	リース負債	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ
	支払利息	ＸＸＸ			

④決算日の減価償却

（借方）	減価償却費	ＸＸＸ	（貸方）	リース資産	ＸＸＸ

⑤決算日の長期前受収益償却

（借方）	長期前受収益	ＸＸＸ	（貸方）	長期前受収益償却	ＸＸＸ

〈FL に該当する SLB 取引（簿価＞売却代金）の場合〉

①資産売却日

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	固定資産	ＸＸＸ
	長期前払費用	ＸＸＸ			

②リース取引開始日

（借方）	リース資産	ＸＸＸ	（貸方）	リース負債	ＸＸＸ

③リース料支払日

（借方）	リース負債	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ
	支払利息	ＸＸＸ			

④決算日の減価償却

（借方）	減価償却費	ＸＸＸ	（貸方）	リース資産	ＸＸＸ

⑤決算日の長期前払費用償却

（借方）	長期前払費用償却	ＸＸＸ	（貸方）	長期前払費用	ＸＸＸ

また、リースバックが OL 取引に該当する場合は、FL 取引の場合と異なり、売手が買手に資産を売却したことに伴って発生する売却損益を繰延処理することなく、通常の売却損益として計上する。

会計処理は以下に示す通りである。

【会計処理】

〈OL に該当する SLB 取引（簿価＜売却代金）の場合〉

①資産売却時

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	固定資産	ＸＸＸ
				資産売却益	ＸＸＸ

②リース料支払時の仕訳

（借方）	支払リース料	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ

〈OL に該当する SLB 取引（簿価＞売却代金）の場合〉

①資産売却時

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	固定資産	ＸＸＸ
	資産売却損	ＸＸＸ			

②リース料支払時の仕訳

（借方）	支払リース料	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ

１－２　SLB 取引の利用実態

前述したように、SLB の利用者には資産流動化という目的もさることながら、リース対象資産について生じている含み益を実現させるという目的がある。

SLB で利益を計上するとなると、その SLB は OL に該当するものでなければならない。そのため、リース対象資産として土地が用いられる。土地は償却資産ではな

いため、リース期間の終了後またはリース期間の中途で、リース物件の所有権が借手に移転する場合（所有権移転条項付リース）や、名目的な価額又はその購入時点のリース物件の価額に比べて著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想される場合（割安購入選択権付リース）に該当しない限り、フルペイアウト要件を満たさない。これにより、土地を用いたSLBはOL取引に該当するのである。

また、一般的にSLBの引き受け手は銀行やリース会社等であるが、SPC（特別目的会社）を引き受けてとして行われるケースもある。SPCを利用したSLBについては、日本公認会計士協会から取り扱いについて実務指針等が示されており、これに準拠した会計処理を行う。実務指針等によると、リースバックがFLに該当する場合は、不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転しているとはいえないため売却処理は認められていない。リースバックがOLに該当する場合にのみ売買処理が認められている。このことから、SPCを利用したSLBではOLに該当するように、スキームが作られるのである。

前掲したように、SLBにはFLに該当するものと、OLに該当するものとがある。しかしながら、以上のことから実務上は専らOLに該当するSLBが用いられているのが実態である。

1－3　小括

以上、見てきたように、企業は資産流動化をはじめとする様々な目的でSLB取引を広く活用しており、今後もこうした傾向は続くと考えられる。

ところで、SLB取引はそのリースバックがFL取引に該当する場合とOL取引に該当する場合とに分けて、その会計処理が定められているものの、実務上において、FLに該当するSLB取引など行われず、専らOL取引に該当するようにして設計（シンセティックリース）されている。

現行制度上、OLに該当するSLB取引については、リースバックの対象資産を売却した時に発生する売却損益を繰延処理することなく、通常の売却損益として計上するとともに、リースバックをオフバランスで処理する。しかしながら、SLB取引の本質は、自己の資産を譲渡担保に供して借り入れを行ったのと同じなのであり、借入（負債）の存在を隠匿してしまうこの現行の会計処理は、経済的実態を反映していない。そこで本稿では、こうした問題をかかえるSLB取引の会計処理について検討する。

後述するが、昨今の会計は、会計ビッグバンに始まり、IFRSとのコンバージェンス、そしてIFRSの任意適用のスタートと目まぐるしく変化している。そうした中で会計の目的が変化し、それに伴った会計処理が求められるようになっている。こうした最近の会計の動向に鑑み、現行のSLB取引の会計処理の是非から検討したい。

まず、その前提問題として昨今のOLに関する議論について触れることから始める。

2　オペレーティング・リースに関する議論

2－1　使用権概念によるオンバランス化の議論

2－1－1　オペレーティング・リース取引の取り扱いの現状

前述1－3において、問題の所在を明らかにした。すなわち、OLに該当するSLB取引は、リースバックの対象資産を売却した時に発生する売却損益を繰延処理することなく、通常の売却損益として計上するとともに、リースバックをオフバランスで処理するが、こうした会計処理は経済的実態を反映しないため、適切な処理を検討する必要がある。

ところで、この問題の前提ともいえる、OL取引について、昨今、会計処理に関して議論されている。それは、リース取引の本質を資産の購入と同一視するのではなく、使用権の売買と捉え、この使用権概念を用いて、FL取引とOL取引の区別することなく、リースは全てオンバランス処理するべきとの議論である。

2007年3月30日公表のいわゆる新リース会計基準より以前の、改正前リース会計基準（1993年6月17日公表）では、例外的処理法として、所有権移転外FL取引について財務諸表への注記を条件に、オフバランス処理を行うことが許容されてきた。それは、事務手続きの簡略化のため等といった理由で、あくまで例外的な処理として位置付けられていたものの、こうした理想とは裏腹に、現実にはこの経済的実態を反映しないオフバランス処理が実務の世界において蔓延していた。現に、社団法人リース事業協会が2002年に行った「リース情報の開示と『賃貸借処理』削除の影響 ——『リース会計基準見直し』関連特別調査 ——」の資料によると、EDINETで有価証券報告書を開示する1,319社（2002年9月時点）のうちの実に99.7%が所有権移転外FL取引においてこのオフバランス処理を用いていることがわかる。このようにオフバランス処理が多用された背景には、資産負債を計上しないことで、財務状態を良く見せたいという借手のニーズがあり、また、こうした借手のニーズに応えようとする貸手がオフバランス処理の可能となる所有権移転外FL取引ばかりを開発販売したという事情がある。その中には、意図的にオンバランス処理を逃れるため、実態は所有権移転FL取引であるものを、契約書上では所有権移転外FL取引に仮装する、いわゆるシンセティックリースもなされていた。

こうした我が国特有の会計処理には、批判も多かったことから、新リース会計基準では、所有権移転の有無にかかわらず、FL 取引についてはオンバランス処理に一本化された。

ただ、このようにして、改正がなされたものの、OL 取引についは依然としてオフバランス処理とされているため、これまで所有権移転 FL 取引が所有権移転外 FL 取引に仮装されてきたように、今後は FL 取引が OL 取引に仮装されるのではないかという懸念や、また、土地のリースについてはそのほとんど全てが OL 取引に該当するため、OL 取引についてもオンバランス処理の検討がなされてきた。

２－１－２　Ｇ４＋１によるオペレーティング・リースのオンバランス化の提言

オフバランス処理される OL 取引の経済的影響力を看過することはできないという認識は、日本だけに限られたものではなく、国際的に共通したものであり、1996 年に国際的な会計基準設定に係る非公式な組織であるＧ４＋１[1] が出した、スペシャルレポート「リース契約により生じる借手側の資産および負債の認識」及び、2000 年２月に出したポジションペーパー「リース、新たなアプローチの実施適用」においても検討されている。

このポジションペーパーでは、リース取引の本質を資産の購入と同一視するのではなく、使用権の売買と捉えている。そのうえで、すべての長期リースについて借手が資産・負債を認識するという「構成要素アプローチ」を提案している。Ｇ４＋１のポジションペーパーは、すべてのリース取引に適用される統一的な会計モデルの発展を検討するものであった。

使用権概念を用いた場合のリース取引の会計処理は、以下のようになる。

【会計処理】

〈使用権概念を用いた処理〉

①リース取引開始日

（借方）	リース使用権	ＸＸＸ	（貸方）	リース負債	ＸＸＸ

②リース料支払日

（借方）	リース負債	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ
				支払利息	ＸＸＸ

③決算日

（借方）	減価償却費	ＸＸＸ	（貸方）	リース使用権	ＸＸＸ

[1] 国際的な調和を視野に入れた会計基準の策定を目的として、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアの各国の会計基準設定機関と IASC の合同のワーキンググループで、IASC の非公式組織だったが、その後、活動はしていない。

２－２　IASB と ASBJ で議論されている今後のリース会計

使用権概念を用いた会計処理を提言したＧ４＋１は、その後、活動を行っていないが、Ｇ４＋１のこうした提言を受けて、OL 取引の会計処理については、国際的に見直しを行う方向となっている。

すなわち、昨今、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）（以下、国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）も含めて、「IFRS」とする）を基軸として、会計基準をコンバージェンスあるいはアドプションさせるという流れとなっており、この IFRS のリースの考え方にＧ４＋１の提言書が反映されている。

我が国においては、2001 年 7 月に我が国の会計基準の整備について主体的な役割を担うことを目的として、財団法人財務会計基準機構が設立され、この財団の中に、会計基準の開発を主体的に推進する企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：ASBJ）と会計基準のテーマ選定等に関して協議を行うテーマ協議会が設けられ、同年 11 月にテーマ評議会より今後のリース会計について触れた提言書が出された。この提言書において、「国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）ではリース会計の全面的な見直しをセカンド・フェーズのプロジェクトに入れており、解約不能なオペレーティング・リースのオンバランス処理も検討されている。わが国においてもこれらの研究が必要である。」と述べられている。

本稿の執筆時点（2010 年 11 月）では、IFRS において結論が出ていないが、リース取引の本質を使用権の売買と捉えることにより、有形固定資産ではなくリース使用権が無形固定資産として認識され、オンバランスで処理することになると予想される[2]。

IFRS について、我が国では 2010 年 3 月期から、一定の要件をクリアした上場企業には任意適用が認められている。さらに 2015 年ないし 2016 年から強制適用になるともいわれている。こうした状況を踏まえると、我が国が IFRS とコンバージェンスの道を選ぶか、あるいは日本基準を捨ててアドプションの道を選ぶかにかかわらず、IFRS がすべてのリース取引をオンバランスで処理するとした場合、遠からず我が国においても同様に処理する日がやってくるであろう[3]。

[2] 日経ビジネス 1505 号 26 頁。

[3] 金融庁企業会計審議会は、2009 年 1 月 28 日に開催した第 15 回企画調整部会で、日本での国際会計基準の適用に関する方針を示した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を公表した。その中で、連結財務諸表に限定して、一定の要件をクリアした上場企業には 2010 年 3 月期から IFRS の任意適用を開始、2012 年をめどに IFRS を強制

2－3　小括

以上、見てきたように、G４＋１のこうした提言を受けてOL取引の会計処理については、国際的に見直しを行っている。

仮に、IFRSにおいて、リース取引の本質を使用権の売買と捉えることにより、有形資産ではなくリース使用権が金銭債権として認識され、オンバランスで処理するとの結論に至った場合には、これまで行っていたFLに該当するSLB取引とOLに該当するSLB取引の区分けはなくなる。その場合には、結果としてオンバランスの範囲拡大がされるため、ほとんど全てのSLB取引については、現行のFLに該当するSLB取引と同様の会計処理を行う。これにより負債が隠匿されてしまうという問題については、ひとまず一定の解決を見る。

ただ、ここで気にかかるのは、そもそもこのFLに該当するSLB取引の会計処理は適切なものなのかという点である。前述したように、FLに該当するSLB取引については、現在、資産を売却したことに伴って発生する売却損益を繰延処理し、これをリース期間または資産の耐用年数にわたって計上を行う会計処理が用いられている。結論からいえば、こうした処理は適切ではない。

SLB取引の問題は、単にオンバランスの範囲を拡大すればよいというものではなく、現行のSLB取引の会計処理を抜本的に見直すことが必要なのである。それらの論拠は、以下で述べる。

まず、現行のFLに該当するSLB取引の会計処理を不適切とする根拠となる、会計を取り巻く市場経済の変化と、それに伴う会計理論の変化について述べ、そこから導き出される会計思考について述べる。これにより、現行のFLに該当するSLB取引の会計処理の問題点を明らかにする。

3　投資意思決定情報を提供する保守主義の会計

3－1　会計の役割

ここで、SLB取引から少し離れて、今後の論理に関係する、会計の役割について触れる。

およそ会計は、利害関係者の各種のニーズと意思決定に役立つ財務情報の報告を目的としている。もっとも、一口に利害関係者といっても実に様々な者がいる。すなわち、投資家や債権者はもちろんのこと、ライバル他社や取引先、従業員や一般消費者その他一般公衆まで、程度の差はあれ、利害関係者に含まれる。しかし、会計は会計主体と関係の極めて深い投資家や債権者を利害関係者として捉え、投資家及び債権者のニーズと意思決定に焦点をあてている。

従って、会計は投資家や債権者が必要とする情報を提供するが、そもそも会計が提供できる情報とは何か、また、投資家や債権者が必要とする情報とは何かについても触れる必要がある。

会計は、経済活動の成果として発生する経済的利益のうちから、会計の目的に鑑み、会計で認識すべき事象を抽出し、そこから純資産と会計的利益とに分けて算出する機能を有している。したがって会計が提供可能な情報は、財政状態を示す純資産情報と経営成績を示す会計的利益情報である。

このようにして、会計は財政状態についての情報と経営成績（利益情報）についての情報をもたらすが、投資家や債権者にとっては、どちらがより重要な情報とされているのか。会計はこれまで、その目的を専ら利害関係者相互間の利害を調整することと捉え、利益情報を投資家及び債権者に提供することで目的を達成してきた。そのため、投資家や債権者も利益情報を重視する傾向にあった。

3－2　会計を取り巻く環境の変化

3－2－1　プロダクト型会計理論からファイナンス型会計理論への転換

近年、会計を取り巻く環境が劇的に変化している。それは、市場経済の変化に伴うものであり、これに伴って会計理論にも変化が表れている。

故・武田隆二博士によると、20世紀型の企業モデルは、機械設備等の生産手段を中心とした企業体、すなわち製

適用するかを判断するという方針を示した。同年6月11日には、企業会計審議会企画調整部会を開催し、中間報告の草案に対するパブリックコメントを受けた結果を議論、公開した。草案では明確に言及していなかった強制適用の時期について、「2012年に強制適用を判断する場合には、2015年または2016年に適用開始」との見方を示している。現在の日本の会計基準とIFRSの差異をなくすコンバージェンスが2011年6月末を目標に進んでいるが、米国がIFRS適用に舵を切ったことで、日本はIFRSと差異がほとんどないレベルの会計基準を作ってIFRSとのコンバージェンスを行うか、それとも日本基準を捨ててIFRSを採用するアドプションを選ぶのかを迫られる状況となった。ただ、米国を含めて国際的な金融市場がIFRSに移行することが確実なことに加えて、同一市場において複数の会計基準が長期間にわたり併存することは、比較可能性の観点から望ましくないという基本的考えから、最終的にはアドプションという道を選ぶことになると思われる。なお現段階では、「基本的には、海外の動向を踏まえつつ、IFRSへの移行が適当であると判断された場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間（少なくとも3年間）を確保した上で、上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行することが考えられる。」と述べられるに留められている。もし仮に、アドプションの道が選ばれなかったとしても、その際にも、IFRSとの差異がほとんどないレベルの会計基準が要求されることになる。そのため、IFRSがすべてのリース取引をオンバランスで処理するとした場合、我が国においても同様の処理が要求されるのである。

造業が中心であったという。そこにおける市場の性質は、プロダクト（実物財）を取引の主体とする「プロダクト型市場経済」と特徴づけることができるという。しかし、20 世紀末から 21 世紀にかけて、情報技術(IT)の発達とともに、デリバティブ等の金融商品をめぐる金融財の取引量が増大し、それが実物取引の 20 倍から 50 倍の大きさに膨れあがったことによって新しい経済システム、産業構造が生まれたとされる。これを「ファイナンス型市場経済」と定義されている[4]。

こうした市場経済の変化は、その重点がプロダクトからファイナンスへ移行することになり、会計理論にも変化（以下、プロダクト型市場経済下での会計理論を「プロダクト型会計理論」、ファイナンス型市場経済下での会計理論を「ファイナンス型会計理論」とする。）をもたらした。

プロダクト型会計理論は、利害関係者相互間の利害の調整を目的に、適正な期間損益をいかにして算定するかという点に主眼をおいてきた。そこでは、損益計算書上の利益というものが重要視されており、期間損益上の収益をどう計上するか(収益計上基準)、費用をどう計上するか(経費等の認識基準)、といった点を大きな論点とし、「収益・費用アプローチ」によって利益算出を行ってきた。

これに対し、ファイナンス型会計理論は、投資家の投資意思決定に有用な情報を提供することを目的に、一定時点での企業の市場価値を明らかにすることに主眼を置く。そこでは貸借対照表の包括利益が重視され、将来のキャッシュ・インフローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは便益等を「資産」として定義し、また、将来のキャッシュ・アウトフローをもたらす可能性のある経済的義務等を「負債」として定義し、こうした定義を満たすものについては原則として貸借対照表上で認識することを大きな論点とし、「資産・負債アプローチ」によって利益算出を行う。

3－2－2　投資家の短期的な会計観

ところで、プロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済へ移行したことにより、なぜ、このようにして会計理論が変化するのか。そこには、ファイナンス型市場経済になることで、会計の報告客体が投資家へと変わり、その投資家が持つ短期的な会計観が関係している。

田中弘博士によると、ファイナンス型会計理論が利益の算出方法を資産・負債アプローチによって行い、利益情報よりも財政情報を重視することになる要因は 2 つあるという[5]。1 つは「タイムリー・ディスクロジャーの要請」である。つまり、投資家は、投資の意思決定をするのに必要な会計情報をタイムリーに入手したいと希望し、それに呼応する形で短期的な報告が行われること。そしてもう 1 つは「財務諸表が提供する短期的情報の問題」である。前述した、タイムリー・ディスクロジャーで投資に役立つ情報を提供しようとした際、利益計算というのは、中・長期（1 年から数年）的な企業評価には役に立つものの、3 カ月や半年という短期の評価には向かず、投資意思決定に有用な情報とはならない。それよりも、短期ごとに行われる報告に必要なのは、短期的に変化が生じる財政情報であり、財政状態に関する適正な情報の提供が必要となる。

しかしながら、これまでの収益・費用アプローチでは、損益計算書をベースに期末貸借対照表が作成されるため、純資産状態を示すという貸借対照表の本来的な役割を捨象していた。これにより、資産の簿価と時価の乖離が生ずる。とりわけ経済停滞期にある今日においては、保有する資産が大幅に値を下げることによって生ずる含み損によって、その乖離が生じている。このように簿価と時価の乖離があっては、企業の実態を適切に表すことができない。こうしたことから、資産・負債アプローチによって純資産情報を算出する必要が生じたのである。

3－2－3　求められる保守主義会計

ところで、プロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済へ移行したことにより、ファイナンス型会計理論という、資産・負債アプローチによる財政状態に関する適正な情報の提供を重視した会計へと変化していくが、ここでいう、財政状態に関する適正な情報とは、保守主義に基づいて算出された財政情報のことである。すなわち、企業の財政状態に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならないという、保守主義[6]の思考が最近の会計にみられる考え方の根底にある。

我が国では、バブル期に不正な会計処理、すなわち企

---

[4] 2002 年 7 月 16 日、第 19 回 TKC 全国役員大会、会長講演より。なお、講演内容の詳細は、TKC 全国会発行の会報、「TKC」平成 14 年 9 月号。

[5] 田中弘（2007）39 頁以下。

[6] 保守主義の原則は、「予想される損失は計上してもよいが、予想される利益は計上してはならない」というイギリスの伝統的な会計思考に由来する考え方である。そのいわんとするところは、いかなる精緻な計算技法をもってしても、会計は将来の予測を避けて通ることができず、不確実な要素を孕んでしまうが、将来の予測を慎重に行うことで会計主体の健全な維持発展に努めるということである。これまで伝統的に、収益は消極的に、そして費用は積極的に計上することこそが、会計主体の健全な維持発展に資するとされてきた。これは、収益・費用アプローチに傾斜した保守主義といえる。しかしながら、我が国のバブル経済の崩壊でも明らかになったように、これだけでは会計主体の健全な維持発展に資するとはいえない。資産・負債アプローチに傾斜するファイナンス型会計理論の下では、資産の含み損を明らかにし、隠し負債を作らないことも求められるのである。

業にとって都合のいい情報である含み益の吐き出しを行う一方で、企業にとって都合の悪い情報である損失については付け替えるという会計処理が慢性的に行われたため、投資家の信頼を失った。そのため、保守主義会計により失ってしまった投資家の信頼を取り戻すことが求められる。

以下に掲げた会計基準は、会計ビッグバン以降に公表されたものであり、保守主義の考え方が反映された。

①「税効果会計に係る会計基準」。
②「金融商品に係る会計基準」。
③「退職給付に係る会計基準」。
④「固定資産の減損に関する会計基準」。
⑤「資産除去債務に関する会計基準」。
⑥「棚卸資産の評価に関する会計基準」。

3－3　小活

以上見てきたように、20世紀末から21世紀にかけて、情報技術（IT）の発達とともに、デリバティブ等の金融商品をめぐる金融財の取引量が増大したことに伴い、市場経済が旧来のプロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済へと変化を遂げたのであった。

こうした市場経済の変化は会計理論にも変化をもたらし、投資家に資する有用な情報を提供することを目的に、収益・費用アプローチによって適正な期間損益をいかにして算定するかというかつての会計から、投資家の投資意思決定に有用な情報を提供することを目的に、資産・負債アプローチによって一定時点での企業の市場価値を明らかにするファイナンス型会計への転換をもたらした。

また、ファイナンス型市場経済の下、企業が国際化しグローバルな金融取引が活発化すると、投資家の投資意思決定を阻害してしまうことのないよう、世界標準の会計基準が求められるようになり、現在、IFRSを中心とした議論がなされている。

特に我が国ではバブル経済の崩壊後、これまで企業の資金調達に重要な役割を演じてきた銀行が多額の不良債権を抱え、いわゆる貸し渋りの状態となり、間接金融が機能不全を起こしたという事情も大きく影響している。つまり、間接金融が機能しないとなると、企業は直接金融に頼ることにならざるを得なくなり、そのためには投資家の信用を取り戻すことが求められる。こうした事情が1990年代後半以降の、いわゆる会計ビッグバンと呼ばれる会計基準の見直し、その後の、IFRSへのコンバージェンスへの流れを加速させた。

このようにして、現在の会計は世界的に、ファイナンス型会計理論の考えが採られ、投資家の投資意思決定に有用な情報を提供することを目的に、一定時点での企業の市場価値を明らかにすることに主眼を置くようになり、資産・負債アプローチに傾斜している。もっとも投資家が求める財政状態に関する適正な情報とは、資産の情報ではなくむしろ負債の情報である。すなわち、企業の財政状態に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならないという、いわゆる保守主義に基づいて算出された財政情報が求められている。保守主義の思考は、最近の会計にみられる考え方の根底にある。

以下では、こうした最近の会計の考え方に鑑みて、現行のFLに該当するSLB取引の会計処理が適切なものではないことを確認し、適切なSLB取引の会計処理を検討する。

4　SLB取引の会計処理の検討

4－1　SLB取引の会計処理はどうあるべきか

4－1－1　資産・負債アプローチと現在の会計処理の整合性の問題

前述したように、今日の会計は、グローバルな金融取引が発達したファイナンス型市場経済に対応すべく、会計情報ないし財務報告の目的として、投資家の意思決定に有用な情報の提供という側面を重視することから出発し、そうした目的を達成するために、将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは義務等については資産あるいは負債として貸借対照表上、認識すべきという「資産・負債アプローチ」へ傾斜している。

ここで、現行のFLに該当するSLB取引の会計処理について、改めてその適否を考えてみたい。現行の会計処理は、原則として、資産を売却したことに伴って発生する売却損益を繰延処理するが、資産・負債アプローチに傾斜した今日的会計において、長期前受収益や長期前払費用という勘定科目に貸借対照表能力は認められるのか。

従来からの専ら収益・費用アプローチを重視したこれまでの会計の下では、期間損益適正化のため、既に支出した費用の一部を次期以降に繰り越すという、いわゆる繰延処理を行い、その結果、計算擬制的項目として繰延資産が発生していた。収益・費用アプローチでは、純資産状態を示すという貸借対照表の本来的な役割が捨象されていたため、資産の実態を持たない、繰延資産という計算擬制的項目がB/Sに計上されていてもなんら問題はなかった。

しかしながら、資産・負債アプローチ、すなわち将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは義務等について資産あるいは負債として認識すべきというアプローチの下では、積極的に定義付けることのできない、計算擬制的項目は貸借対照表に計上さ

れるべきではない。売却損を未実現費用として繰延べる時に生じる、長期前払費用については、保守主義の観点から計上が認められるべきではない。また、長期前受収益についても、その性質が未実現の利益の繰り延べであることを踏まえると、これを貸借対照表に計上することは許されない。ここに、FLに該当するSLB取引の会計処理の問題がある。FLに該当するSLB取引の会計処理についても見直しが必要であると述べたのはこうした理由からである。こうしたことから、現行のSLB取引の会計処理を抜本的に見直すことが必要だと考えている。

4－1－2　現預金の流入原因から考えるSLB取引の本質

それでは、SLB取引の会計処理はどのようにして行うべきか。それには、そもそもSLB取引の経済的実態が何であるかについての検討が必要である。そのうえで、経済的実態を適正に描写する会計処理が行われるべきである。

およそ企業が現預金を手にするのは、売上の対価を手にした場合、すなわち「売った」場合と、借入を行った場合、すなわち「借りた」場合の2つであるが、このSLB取引はどちらなのか。

SLB取引の経済的実態は、融資を受ける者が目的物を譲渡担保に供して融資を受け、一定の期間内に元本に利息を加えた金額を弁済するという、物的担保の設定を伴った金融取引である。従って、SLB取引の本質は「借りた」ということになる。

現在の会計処理は、FLに該当する場合とOLに該当する場合とで売却損益の取り扱いに違いはあるものの、いずれの場合も、前掲した「売った」という認識を行っているが、こうした認識は不適切というべきであろう。

「売った」のか「借りた」のか、この認識を適切に行わなければ、売上を架空計上し結果として隠し負債（借入金）をつくり、特別利益まで計上させてしまうこともある。これでは保守主義に基づいた投資意思決定に資する財政（負債）情報の提供が達成されない。

4－2　保守的観点から経済的実態を反映した会計処理

4－2－1　二取引基準と一取引基準

従来、SLB取引の会計処理には2種類あるとされてきた。1つは、セール取引とリースバック取引をそれぞれ独立の取引として認識する「二取引基準」と、これに対し、セール取引とリースバック取引は2つの取引からなる単一の金融取引として認識する「一取引基準」とがある。

現行の会計処理は、「二取引基準」で行っているが、この方法によると、「売った」という誤った認識で処理を行い、それにより売上を架空計上し結果として隠し負債（借入金）をつくる、または、繰延処理を必要とするため適切ではないことは既に指摘したところである。

SLB取引の経済的実態は、融資を受ける者が目的物を譲渡担保に供して融資を受け、一定の期間内に元本に利息を加えた金額の弁済である。このことに鑑みれば、セール取引とリースバック取引は金融を目的とした、単一の取引として捉えるべきである。

「一取引基準」により、会計処理をした場合、以下の様になる。

【会計処理】

〈「一取引基準」によるSLB取引の処理〉

①資産売却日（譲渡担保契約日）

仕訳なし

②リース取引開始日

（借方）	現預金	XXX	（貸方）	借入金 （リース負債）	XXX

③リース料支払日

（借方）	借入金 （リース負債）	XXX	（貸方）	現預金	XXX
	支払利息	XXX			

4－2－2　経済的実態主義

このように解する根拠は、経済的実態を適切に反映するために、取引の法形式よりも経済的実態を反映して会計処理を行う経済的実態主義の考え方に求めることができる。

経済的実態主義は、世界をリードしてきたアメリカ会計基準においても、また、IFRSにおいても取り入れられている、基本的な会計概念であり、リースのオンバランス処理を根拠付ける論理としても用いられている。すなわち、企業が必要とする物件の入手には、①『資金を借り入れて購入』、②『割賦による購入』、③『リース』等が考えられる。これらは、法的形式は異なる取引であるが、いずれの場合であっても必要とする物件を占有することができ、実態的には同一の効果をもたらす。ところが、①『資金を借り入れて購入』と②『割賦による購入』は貸借対照表に資産と負債が計上されるのに対し、③『リース』は資産も負債も計上されていなかった。取引の経済的実態は同一であるにもかかわらず、その会計処理が異なることは、資産総額や財務比率に違いを生じさせてしまい、その結果、外部者が的確な判断を下せない虞がある。そのため経済的実態を反映する立場から、経済的実態が売買と同様な取引であるFL取引は、法的形式にとらわれず、これを資産および負債に計上することになった。

この経済的実態主義の論理はSLBにも当てはまる。すなわち、企業が必要とする資金の調達には、①『保有する資産に抵当権を設定して借入』、②『保有する資産を譲

渡担保に供した借入』、③『SLB 取引』等が考えられる。これらは、法的形式は異なる取引であるが、いずれの場合であっても資産を担保に供して資金を調達しているのであり、実態的には同一の効果をもたらす。ところが、先ほどと同様、①『保有する資産に抵当権を設定して借入』と②『保有する資産を譲渡担保に供した借入』は貸借対照表に資産と負債が計上されるのに対し、③『SLB 取引』は資産も負債も計上されない。これでは、経済的実態を反映していないため、SLB 取引も法的形式にとらわれることなく、これを借入金として負債に計上するべきである。

４－２－３　所有権を有しない資産の貸借対照表能力

４－２－３－１　担保会計の視点

SLB 取引の実態に鑑みると、「一取引基準」により、一つの金融取引として処理すべきであるが、こうした処理方法に必ず付きまとう批判として、所有権を有しない資産の貸借対照表能力の問題がある。

すなわち、法律上、売却して所有権の移転がなされている資産を、引き続き売却者の貸借対照表上に計上されることの是非が問われる。現行の SLB 取引の会計処理は、SLB 取引の実態が「売り」ではないことを認識しつつも、売却処理をしなければ所有権を喪失した資産が売却者の貸借対照表に計上され続けてしまい適切ではないとの判断から、実態的なクロス取引である FL に該当する SLB 取引について、売却損益を計上させない売却処理を行うといった、苦し紛れの処理を行わざるを得なくなった。

前述したように SLB 取引の経済的実態は、物的担保の設定を伴った金融取引である。そのため、これは通常の物的担保権設定と同質に考えるべきである。

すなわち、現在の会計基準では、自己の債務の履行を担保するために、保有する資産を担保に供する際、その担保設定について何らの会計処理も要求されていない。質権や抵当権といった法定されている担保物権は、担保目的物の所有権が移転することがないため、会計処理を行わないのは当然としても、譲渡担保のように所有権の移転をもたらす担保についても会計処理は何ら要求されていない。このような取扱いになっているのは、譲渡担保が所有権の移転を伴うものだとしてしても、それは煩雑な担保権の実行としての競売手続きを省略するために、事前に専ら形式的に所有権の移転が行われているのであり、結局は質権や抵当権の代替的手段[7]に過ぎず、また、担保目的物の価値が低下する等の事態が生じた際には、追加の担保差し入れを要すること等をふまえると、資産の認識・中止基準である「リスク・経済価値」は、所有権移転後であっても担保権者に移転することなく、担保設定者にあることから、譲渡担保の設定についても会計処理を要求していないと考えられる。

以上に鑑みて、SLB 取引について検討すると、その本質は、譲渡担保と同様、所有権を移転させること自体に主たる目的があるのではなく、今後支払っていくリース料を保証していること、また、売却後も「リスク・経済価値」が担保権者に移転しているとはいえないことから、SLB 取引で売却し、法形式上、所有権を喪失した資産であっても、注記を条件に引き続き計上しておくことに何ら問題もないと考えるべきである。

４－２－３－２　資産・負債アプローチとの整合性

ところで、ファイナンス型会計理論により、利益算出方法が資産・負債アプローチへ変化したため、将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは義務等については資産あるいは負債として貸借対照表上で認識することになり、それにより旧来の費用・収益アプローチに比して貸借対照表に計上される資産及び負債の高い純度が求められることになることは既に述べた通りである。前掲の通り、SLB 取引によって所有権を喪失した資産の計上について、担保設定の際の例を引き合いに出して、その妥当性の検討を行ったところだが、それが従来からの収益・費用アプローチでは問題がないとしても、今日の資産・負債アプローチに馴染まないのではとの懸念もある。

確かに、今日の会計は、資産・負債アプローチに傾斜し、財政状態に関する適正な情報の開示が求められている。そして、ここでいう財政状態に関する適切な情報とは、企業の財政状態に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならないという、いわゆる保守主義に基づいて算出された財政情報のことである。すなわち、今日の資産・負債アプローチは、資産の情報よりも、むしろ保守主義の観点から将来キャッシュアウトフローをもたらす負債

---

[7] 被担保債権を持つ債権者が自己の債権の弁済を受けるためには、通常、民事執行法に定める、担保権の実行としての競売手続きにより、担保目的物の換価を裁判所に申し立てることとなる。裁判所が申し立てを受理すると、執行官が現況を調査し、この調査に基づいて執行官が物件の評価をする。そして、裁判所は入札期日の２週間前までに、裁判所の掲示板などに競売不動産の所在・最低売却価格・入札期日などを公告し、購入希望者を募る。その後、購入希望者は補償金を納付して、入札が行われ最高価買受申出人が定められる。この最高価買受申出人に対して裁判所の売却許可が出され、最高価買受申出人が代金を納付すると所有権の移転がなされて競売が完了する。裁判所は納付された代金を債権者に返却して、ようやく債権の弁済を受けることができる。こうした裁判所の競売手続きには、煩雑な手続きと時間を要することから、事前に債権者に所有権を移転させ、債務不履行になった場合には当該物件の処分を一任させるという譲渡担保が実務において用いられることとなった。

を適切に計上することに主たる目的がある。

SLB 取引を「一取引基準」により、単一の金融取引として会計処理を行うと、借入金を負債として計上する反面、売却して所有権を喪失したはずの資産が計上され続ける。反対に「二取引基準」により、売却して所有権を喪失した資産を貸借対照表から消すと、借入金の存在も貸借対照表に計上されない。すなわち、資産を厳密に表示するために負債が計上されないこととするか、それとも負債を厳密に表示するために所有権を喪失したはずの資産を計上し続けることとするか、いずれかを選ばなくてはならない。

今日に求められる会計が負債を適正に計上することを目的としているのであれば、「一取引基準」で処理し、負債の存在を明らかにすることが求められる。もっとも、その際に売却して所有権を喪失したはずの資産が計上され続けることになるが、これについては問題とすべきではないといえる。

これまでの「二取引基準」による会計処理は、所有権を喪失した資産に貸借対照表能力がないことを理由に、売却処理を行って貸借対照表から資産を消し、それによって実態的な借入金の存在を隠してしまうというものであった。しかしながら、これでは、隠れ負債を生み出してしまうのであり、保守主義に基づいて算出された負債情報の開示が求められる今日の会計に照らして、適切な処理ではない。

4－3　貸主の会計処理

ここで、貸主の会計処理について触れておく。前掲した「一取引基準」「二取引基準」というのは、貸主の会計処理にもリンクする。

SLB 取引をここまで主張してきた「一取引基準」によって処理した場合、貸主の会計処理は、貸付債権の取得と貸付による現預金の流出という仕訳になる。これにより、借主と貸主との会計処理の整合性がとれる。仕訳は以下の通りである。

〈「一取引基準」による SLB 取引の処理〉

【貸主の会計処理】

リース契約日

(借方)	貸付金	XXX	(貸方)	現預金	XXX

【借主の会計処理】

リース契約日

(借方)	現預金	XXX	(貸方)	借入金 (リース負債)	XXX
				受取利息	XXX

他方、「二取引基準」によるとどうなるか。借主の会計処理を「二取引基準」で行った場合、リース対象資産が売却処理によって帳簿から消えてしまう。そのため、借手の仕訳と整合性を保つためには貸主の会計処理においてリース対象資産を購入処理して帳簿に計上しなければならない。そのため、一旦、固定資産を計上し、リースが始まると固定資産からリース貸付金という債権に振り替えを行い、借手からリース料の支払いという名目の貸付金の返済を受けるごとに、リース貸付金を減額するという処理を行う。仕訳は以下の通りだが、実務上、こうした煩雑な会計処理をリース会社が実際に行うかは疑問である。

〈「二取引基準」による FL に該当する SLB 取引の処理〉

【貸手の会計処理】

①資産購入日

(借方)	固定資産	XXX	(貸方)	現預金	XXX

②リース取引開始日

(借方)	リース貸付金	XXX	(貸方)	固定資産	XXX

③リース料支払日

(借方)	現預金	XXX	(貸方)	リース貸付金	XXX
				受取利息	XXX

【借手の会計処理（簿価＜売却代金の場合)】

①資産売却日

(借方)	現預金	XXX	(貸方)	固定資産	XXX
				長期前受収益	XXX

②リース取引開始日

(借方)	リース資産	XXX	(貸方)	リース負債	XXX

③リース料支払日

(借方)	リース負債	XXX	(貸方)	現預金	XXX
	支払利息	XXX			

④決算日の減価償却

(借方)	減価償却費	XXX	(貸方)	リース資産	XXX

⑤決算日の長期前受収益償却

(借方)	長期前受収益	XXX	(貸方)	長期前受収益償却	XXX

次に、OL に該当する SLB を二取引基準で処理した場合について触れる。OL に該当する SLB の場合も、FL に該当する SLB の場合と同様、リース対象資産が売却処理によって帳簿から消えてしまっているので、これと整合性を保つためには貸主の会計処理においてリース対象資産を購入処理して帳簿に計上しなければならない。ただ、FL に該当する SLB の場合と異なり、資産計上されたリース資産は貸主の側で償却することになる。しかしながら、なぜ実態的な担保目的物を償却しなくてはならないのか。やはり、リース対象資産を資産計上する「二取引基準」は不自然である。このようにして、貸手側の会計処理を考えてみても一取引基準の会計処理の妥当性

は明らかなのである。仕訳は以下の通りである。

〈「二取引基準」によるOLに該当するSLB取引の処理〉

【貸手の会計処理】

①資産購入時

（借方）	固定資産	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ

②リース料支払時の仕訳

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	受取賃貸料	ＸＸＸ
	減価償却費	ＸＸＸ		固定資産	ＸＸＸ

【借手の会計処理】

①資産売却時

（借方）	現預金	ＸＸＸ	（貸方）	固定資産	ＸＸＸ
				資産売却益	ＸＸＸ

②リース料支払時の仕訳

（借方）	支払リース料	ＸＸＸ	（貸方）	現預金	ＸＸＸ

４－４　結論 ── 求められる会計処理 ──

現行のFLに該当するSLB取引の会計処理は、原則として、資産を売却したことに伴って発生する売却損益を一時に計上することはせずに、繰延処理を行うとしている。しかしながら、今日のような資産・負債アプローチに傾斜した会計の下においては、繰延処理によって生ずる長期前受収益や長期前払費用という勘定科目に貸借対照表能力を認めることができるのかという問題が生まれる。

将来のキャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源あるいは義務等については資産あるいは負債として貸借対照表上、認識すべきという資産・負債アプローチの下では、積極的に定義付けることのできない、計算擬制的項目は貸借対照表に計上されるべきではない。売却損を未実現費用として繰り延べる時に生じる、長期前払費用については、保守主義の観点から計上が認められるべきではない。また、長期前受収益についても、その性質が未実現の利益の繰り延べであることを踏まえると、これを貸借対照表に計上することは許されない。ここに、FLに該当するSLB取引の会計処理を不適切とする根拠がある。

そのため、現行のSLB取引の会計処理を抜本的に見直すべきであるが、そこで重視すべきは、SLB取引の経済的実態を描写するということである。SLB取引の実態は、物的担保の設定を伴った金融取引である。

従って、SLB取引の本質は「売った」のではなく「借りた」ということになる。そのため、SLB取引の会計処理は、セール取引とリースバック取引は２つの取引からなる単一の金融取引として認識する「一取引基準」で行うべきである。

ただ、「一取引基準」には、所有権を有しない資産の貸借対照表能力の問題がある。しかし、この問題については、所有権を移転させること自体に主たる目的があるのではなく、今後支払っていくリース料を保証していること、また、売却後も「リスク・経済価値」が担保権者に移転しているとはいえないことから、SLB取引で売却し、法形式上、所有権を喪失した資産であっても、注記を条件に引き続き計上しておくことに何ら問題もないと解すべきである。

こうした解釈は資産・負債アプローチと相容れないものではない。なぜなら、今日の資産・負債アプローチは、資産の情報よりも、むしろ保守主義の観点から将来キャッシュアウトフローをもたらす負債を適切に計上することに主たる目的がある。そして、SLB取引は、「一取引基準」により、単一の金融取引として会計処理を行うと、借入金を負債として計上する反面、売却して所有権を喪失したはずの資産が計上され続ける。反対に「二取引基準」により、売却して所有権を喪失した資産を貸借対照表から消すと、借入金の存在も貸借対照表に計上されない。今日において求められる会計が負債を適切に計上することを目的としているのであれば、適切に負債を計上するために、所有権を喪失したはずの資産が計上され続けることは問題とすべきではないからである。

こうした「一取引基準」によるSLB取引の会計処理は、リースバックがFLに該当するものか、あるいはOLに該当するものかに関わらず適用されるべきである。現行のIFRS及びSFASにおいても、SLB取引は日本基準とほぼ同様の「二取引基準」で処理されているが、今後、共に「一取引基準」への見直しを行うべきである。

【参考文献（著者五十音順）】

1．Anthony, Robert N., *Essentials of Accounting Review 9 Ed*., Prentice Hall, 2006.

2．穐山幹夫「会計保守主義概念に関する一考察」『東洋大学経営論集』第５巻 210 頁-213 頁（1976 年 12 月）。

3．石井明「リース会計基準の変遷とその批判的考察」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第３巻第１号 23 頁-62 頁（2004 年 11 月）。

4．_____「リース資本化の理論と推定資本化」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第３巻第２号１頁-58 頁（2005 年３月）。

5．_____「リース測定論の考察：リース会計における公正価値導入理論」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第４巻第１号 121 頁-203 頁（2005 年 11 月）。

6．石川純治「金融商品会計の理論的基礎 ── 再構成の可能性を求めて ──」『企業会計』第 54 巻第 12 号 1716 頁-1726 頁（2002 年 12 月）。

7．泉成行「担保物権の財務会計上の測定について」『企業会計』第 28 巻第２号 170 頁-176 頁（1976 年２月）。

8．伊藤邦雄『時価会計と減損』（中央経済社，第２版，2006 年）。

9．伊藤善朗「現代会計研究の動向」『拓殖大学経営経理研究』第

79 号 1 頁-29 頁（2006 年 12 月）。
10. 井上雅彦編『キーワードでわかるリースの法律・会計・税務』（税務研究会出版局，三訂版，2008 年）。
11. 今村明代「わが国の税効果会計に関する一考察」『鹿児島国際大学経済論集』第 47 巻第 2 号 107-118 頁（2006 年 9 月）。
12. 内田貴『民法　Ⅰ　総則・物権総論』（東京大学出版会，第 3 版，2005 年）。
13. ＿＿＿『民法　Ⅲ　債権総論・担保物権』（東京大学出版会，第 3 版，2005 年）。
14. 大久保孝一「賃貸等不動産の時価等の開示について（公開草案）」『会計情報』第 384 号 12 頁-15 頁（2008 年 8 月）。
15. 太田達也『「固定資産の税務・会計」完全解説』（税務研究会出版局，初版，2007 年）。
16. ＿＿＿『リース取引の会計と税務』（税務研究会出版局，初版，2008 年）。
17. 笠井昭次「貨幣性資産・費用性資産分類論の総合的検討 ── 語用論的・狭義構文論的検討 ──」『慶応義塾大学三田商学』研究第 40 巻第 6 号 17 頁-53 頁（1998 年 2 月）。
18. 片岡洋一「リース取引の測定理論について：わが国のリース会計基準に関連して」『目白大学経営学研究』第 6 号 1 頁-15 頁（2008 年）。
19. 加藤久明「リースの『実質』とリース資本化の論理」『企業会計』第 51 巻第 13 号 1990 頁-1995 頁（1999 年 12 月）。
20. ＿＿＿『現代リース会計論』（中央経済社，第 1 版，2007 年）。
21. 加藤盛弘編『現代会計の認識拡大』（森山書店，初版，2005 年）。
22. 金子勝『閉塞経済 ── 金融資本主義のゆくえ』（筑摩書房，初版，2008 年）。
23. 紙博文「会計目的を達成するための認識・測定アプローチ」『摂南大学経営情報学部論集』第 12 巻第 2 号 51-66 頁（2005 年 2 月）。
24. 川口史麻「時価評価目的とその対象としての土地」『明治大学大学院経営学研究論集』第 15 号 155 頁-179 頁（2001 年 2 月）。
25. 監査法人トーマツ『米国会計基準と英文財務諸表の実務ガイド』（税務研究会出版局，二訂版，2008 年）。
26. ＿＿＿『国際財務報告基準（IFRSs）の実務ガイド』（税務研究会出版局，初版，2009 年）。
27. 菊地誠一「まだまだ続く企業会計の激震 ── 次の焦点は土地時価会計へ」『旬刊経理情報』第 893 号 27 頁-29 頁（1999 年 8 月）。
28. 清村英之「繰越欠損金に基づく繰延税金資産の資産性」『沖縄国際大学産業総合研究』第 16 巻 19-40 頁（2008 年 5 月）。
29. 金光明雄「リース資本化の新たなアプローチ」『桃山学院大学経済経営論集』第 49 巻 1 号 95 頁-128 頁（2007 年 5 月）。
30. 草野真樹「FASB のキャッシュ・フローヘッジ会計の理論的意義 ── 財務会計の機能を中心にして ──」『大阪経大論集』第 53 巻第 3 号 79 頁-102 頁（2002 年 9 月）。
31. 黒沢泰「不動産鑑定士からみた会計上の土地の時価 ── 鑑定実務は会計にどう役立つか」『JICPA ジャーナル』第 529 号 120 頁-123 頁（1999 年 8 月）。
32. 現代会計研究会編『現代会計研究』（白桃書房，初版，2007 年）。
33. 河野玄逸・北秀昭編『担保の法律相談　新・青林法律相談 17』（青林書店，初版，2006 年）。
34. 孔炳龍「リース会計についての一考察：効率的市場仮説からのアプローチ」『駿河台大学論叢』第 36 巻 81 頁-97 頁（2008 年）。
35. 近藤健彦『プラザ合意の研究』（東洋経済社，初版，1999 年）。
36. 財務会計基準機構監修『企業会計基準完全詳解』（税務経理協会，初版，2008 年）。
37. 桜井久勝『財務会計講義』（中央経済社，第 8 版，2007 年）。
38. 佐藤信彦「セール・アンド・リースバック取引 ── リスク移転とオフバランス化（特集　オフバランス化の要件を考える ── リスクおよび経済価値の視点から）」『企業会計』第 56 巻第 8 号 1121 頁-1128 頁（2004 年 8 月）。
39. 佐藤信彦ほか『リース会計基準の論理』（税務経理協会，初版，2009 年）。
40. 鈴木昭一「税効果会計に関する考察」『拓殖大学経営経理研究』第 73 号 53-72 頁（2004 年 12 月）。
41. 高橋聡「リース会計基準改正とセール・アンド・リースバック取引」『西南学院大学商学論集』第 54 巻第 4 号 95 頁-118 頁（2008 年 3 月）。
42. 武田隆二『最新財務諸表論』（中央経済社，第 11 版，2008 年）。
43. 田中弘「土地の時価評価 ── 迷走する時価主義会計」『旬刊経理情報』第 845 号 4 頁- 9 頁（1998 年 6 月）。
44. ＿＿＿『時価会計不況』（新潮社，初版，2003 年）。
45. ＿＿＿『新財務諸表論』（税務経理協会，第 3 版，2007 年）。
46. ＿＿＿「IASB が目指す『全面時価会計』の正体」『週刊エコノミスト』第 87 巻第 59 号 27 頁-29 頁（2009 年 11 月）。
47. 田中祥子「資産・負債アプローチと多様な財産評価論」『高岡法科大学紀要』第 17 巻 1 ＝ 2 合併号 112 頁-103 頁（2006 年 3 月）。
48. 富岡幸雄『新版　税務会計学講義』（中央経済社，新版，2008 年）。
49. 西田達昭「転換期の日本経済 ── プラザ合意・バブル経済・グローバリゼーション ──」『富山国際大学人文社会科学紀要』第 1 号 95 頁-106 頁（2001 年 3 月）。
50. 野村豊弘『民法Ⅰ序論・民法総則』（有斐閣，初版，2002 年）。
51. ＿＿＿『民法Ⅱ物権』（有斐閣，初版，2004 年）。
52. 服部勝『詳説リース会計基準』（税務研究会出版局，初版，2008 年）。
53. 早川豊「会計ビッグバンと透明性ある保守主義」『北海道大学経済学研究』第 50 巻 4 号 1 頁-11 頁（2001 年 3 月）。
54. ＿＿＿編『保守主義と時価会計 ── 透明性の拡大』（同文舘，第 4 版，2005 年）。
55. ＿＿＿編『新版　テキスト新企業会計』（同文舘，新版，2007 年）。
56. 平井克彦「繰延税金資産についての疑念」『明治大学経営論集』第 51 巻第 2 号 53-62 頁（2004 年 3 月）。
57. 平野嘉秋ほか『新しい企業会計制度』（財団法人大蔵財務協会，六訂版，2009 年）。
58. 広瀬義州『財務会計』（中央経済社，第 7 版，2007 年）。
59. 藤田敬司「『実学』としてのアカウンティングとこれからのアカウンタント」『立命館大学社会システム研究』第 7 巻 49 頁-63 頁（2003 年 9 月）。
60. ＿＿＿「会計情報における資産評価論の現代的意義」『立命館大学社会システム研究』第 9 巻 1 頁-24 頁（2004 年 9 月）。
61. 古市峰子「担保の会計処理をめぐる一考察」『金融研究』第 26 号第 3 巻 69 頁-121 頁（2007 年 8 月）。
62. 星野一郎「金融会計の意義とその特性 ── 行動・評価・仲介の観点から ──」『広島大学マネジメント研究』第 6 号 33 頁-48 頁（2006 年 3 月）。
63. 村田直樹『新しい企業会計の内容と形式』（創成社，初版，2008 年）。
64. 安田忍「イギリスにおける『真実かつ公正な概観』と実質優先思考の展開」『南山経営研究』第 11 巻 2 号 363 頁-372 頁（1996 年 11 月）。
65. 山下寿文「〈論説〉会計上の保守主義と引当金」『佐賀大学経済論集』第 31 巻 3 号 101 頁-124 頁（1998 年 10 月）。
66. 吉田勝弘「リース会計制度と経済的実質優先の会計思考」『旭川大学紀要』第 42 号 35 頁-59 頁（1996 年 5 月）。

67. _____「セール・アンド・リースバック会計 ──『益出し』対『企業金融』──」『旭川大学紀要』第 45，46 合併号 33 頁-60 頁（1998 年 7 月）。
68. _____『ビッグバンと土地再評価法：時価主義会計の導入をめぐって」『旭川大学紀要』第 47 号 1 頁-20 頁（1999 年 3 月）。
69. _____『リース会計の理論と制度 ── 会計上の経済的実質優先思考と使用権 ──』（同文舘，初版，2003 年）。
70. _____「セール・リースバック会計の量質問題」『旭川大学紀要』第 56 号 1 頁-15 頁（2003 年 12 月）。
71. 米山正樹『会計基準の整合性分析 ── 実証研究との接点を求めて』（中央経済社，第 1 版，2008 年）。

【参考文献　日本の会計基準（暦年順）】

1．企業会計審議会「退職給付に係る会計基準」（1998 年 6 月）。
2．_____「税効果会計に係る会計基準」（1998 年 10 月）。
3．_____「固定資産の減損に係る会計基準」（2002 年 8 月）。
4．企業会計基準委員会「棚卸資産の評価に関する会計基準」（2006 年 7 月）。
5．_____「金融商品に関する会計基準」（2006 年 8 月）。
6．_____「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月）。
7．_____「資産除去債務に関する会計基準」（2008 年 3 月）。
8．_____「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（2008 年 11 月）。

【参考文献　欧米の会計基準（暦年順）】

1．AICPA, *APBO No.5: Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*, 1964.
2．_____, *SFAS No.13: Accounting for Leases*, 1976.
3．_____, *SFAS No.28: Accounting for Sales with Leasesbacks*, 1979.
4．_____, *SFAS No.98: Accounting for Leases: Sale-Leasesbacks Transactions Involving Real Estate, Sales-Type Leases of Real Estate, Definition of the Lease Term, Initial Direct Costs of Direct Financing Leases*, 1988.
5．IASC, *IAS No.17 (Revised): Leases*, 1997.